

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和5年第2回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和5年7月7日(金) 10時00分から11時50分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局 小川次長

契約課 中嶋課長, 水田工事契約担当課長, 大木課長補佐(物品契約係長),
瀆本工事契約係長, 大西指導係長, 寺田管理係長, 中本副主査

(2)岡山市水道局

管財課 繁田課長, 名越課長補佐, 岡島契約係長, 片山副主査, 岸本副主査
(上高次長欠席)

5 会議次第

1 入札契約制度の改正について

2 令和4年度契約状況等の報告について

(1) 岡山市

(2) 水道局

3 抽出事案について

(1) 岡山市

・物品契約

(2) 水道局

・工事契約

4 その他

6 会議概要

1 入札契約制度の改正について

委員：入札参加資格要件における建設業の許可及び技術者の配置基準の見直しは、建設業法に準じて自動的に変わる部分と岡山市独自ルールの部分があるという理解でよいか。また、金額が上がった法律の趣旨としては物価高か。

市当局：そうです。近年の工事費の上昇を、5年に1回、概ね10%程度変動した場合に見直しを検討することとなっていて、今回は工事費の上昇と消費税アップも踏まえて建設業法の改正がなされました。

委員：2点目のSDGs推進パートナーズについてだが、この4点というのは全体のどれくらいの割合で影響があるのか。

市当局：全体の点数で言うと、元の経営事項審査の総合評定値が概ね500点から1000点くらいで、これに4点の加点です。実際、今回申請のあった中でも、格付そのものが変わったというのは少ないです。

委員：SDGs推進パートナーシップの点とISOでの点との区別は出来るのか。ISOとSDGsは重なる部分があると思うが、SDGsパートナーシップで登録すれば、4点ということか。

市当局：市の考え方は、両方それぞれを評価し、加算しています。

2 (1) 岡山市の令和4年度契約状況等の報告について

委員：委託の資料だが、「その他の委託」の「上記以外の委託」のその他のまとめたものが一番金額が大きいのが、金額の大きいところの肝心の「その他」が分からないという表になっている。括りの決まりが無いのであればもう少し簡単に見える化したものにしたらいいのではないか。

市当局：この分類は、今回の為に分類した「その他」ではなく、もともと有資格者名簿の登録の際に登録してもらった希望業種の分類に準じて集計をしています。しかしながら、もともと設定した分類に収まりきれない業務が出てきていて、新たにカテゴリを作れるかという点と難しく、苦慮しているところです。

委員：物品の「その他」が大きいですが、物品の「その他」は細かいものが増えたのか。48件と55件で7件の増だが、金額とすれば大きい。

市当局：「その他」は、岡山芸術創造劇場の備品の関係で、舞台関係のものが、上の区分にそぐわないので、全て「その他物品」の扱いで出しています。金額の増加は全部、岡山芸術創造劇場の舞台備品です。

委員：指名停止に至る「不正又は不誠実な行為」とは何か。

市当局：今回の2件は、一般競争入札において、指定した期限までに参加資格申請書を提出しなければならないのに、総額で金額を入れるべきところ、間違えて単価で入れてしまい、その金額では受けられないということで、確認資料を出さなかったため、指名停止しています。

委員：「新規申請(建設工事)」で指名留保が63件と多いが、別に不備があったわけではないことだが、どういう理由で指名留保になるのか。

市当局：岡山市の場合、名簿に登録されてすぐ、5か月間は参加することが出来ないという規程になっており、そういう者が63件あります。

市当局：岡山市は広いので、工事を選ぶときは、基本的には金額にもよるが、工事を行う区にある業者を選びます。ある区で大きい工事がたくさんあって、それがひと段落して、次に違う区で大きい工事があればそちらに行こうということで、事務所を引っ越しして工事を取ろうと移動する者や、一度市外に出て名簿から落ちてもう一度登録して、違う場所に入って工事を取ろうという者もいるので、そういう方は少し待ってくださいということです。いろいろな事由があるので、一律である程度待っていただく期間を設けています。それを理解したうえで名簿登録してほしい、問題が無ければ、地域で根付いて、地元の工事も取って貰えればということで期間を設けています。「問題ない」というのは、名簿に載っていて、準備の段階で待っていて欲しいという意味です。新規で増えているということは、改めて岡山市の公共工事に入りたいという業者が増えているという認識を持っていただきたい。悪いことをしたとか、ミスをしたとかで、岡山市の名簿に入って欲しくないということとは意味合いが違います。

委員：元からいるところが独占してしまうようなものを生み出すことはないのか。こういう風にエリアで入札できる数が少ないから、入札できないということが生じているということになる

のではないのか。

市当局：名簿に登載されている業者の数は問題ないが、自分の仕事量と、人員とのバランスで、応札できる業者が10者いるとしても、みなさん毎回10者応札されるわけではなくて、5者だけ応札したり、今仕事を立て込んでいるからと2者だけ応札したりするパターンもあります。そういった場合はエリアを少しずつ広げます。

2 (2) 水道局の令和4年度契約状況等の報告について

委員：工事で、電気工事の随意契約が前年度比で増えているが、この理由は。

市当局：担当課で計画的に施工しており、計画に基づくものです。

委員：委託の入札結果で清掃業務の落札率が低いのはなぜか。

市当局：労務単価に基づいて設計しています。低い理由は、企業努力もあると思いますが、積算の理由は説明が難しいです。

3 (1) 抽出事案「岡山芸術創造劇場で使用するピアノの調達」

委員：一部の案件は特定調達という特殊な案件になるということですが、応札する会社が海外の会社ということでしょうか。

市当局：特定調達の場合は、全世界に対して入札に参加できるようにしているので、名簿登録がないところでも、申請をしていただいで参加資格を得てもらえれば入札参加ができるようになっています。物品については、許容価格が3千万円以上のものは、特定調達の公告をすることになっています。

市当局：国同士で、ある程度の金額以上のものは、それぞれの国の特定の会社だけで契約をするのではなく、いろんな国が入ってお互い参入できるような形にしましょうという協定を結んでいます。この協定に従って、物品なら3千万円以上は、岡山市内に事業所がないといけなとかの指定を排除していきましょうというものになります。市の名簿に登載されていなくても、必要な書類を出してもらって、不備がなければ応札できますよという仕組みです。

金額だけでいくと、2年毎に見直しをします。そのもとが「地方公共団体の物品等又は特

定役務の調達手続の特例を定める政令」というもので、その政令に基づいて先ほどの金額を決めているものになります。ちょっと特殊なものになります。

委員：銘柄指定されているものもありますね。

市当局：WTOは、銘柄指定はできないのですが、それ以外も基本的には、市としてこの製品でなければいけないというのは認めていないのですが、ただ物の性質だったり、使用目的によってどうしてもこの製品でなければダメだという場合もあります。その場合、製品が決まると、グレードの関係、ホールの広さとかを含めて担当課の方が理由書を書いてきますので、それを判定して、今回練習用のところは指定を求めていますませんが、そうでなく指定を求めているものは、ある程度やむなしかなというところで認めているところもあります。

委員：銘柄指定の関係で応札者が1者ということになると、こういう決め方が本当に良かったのかなと思います。

市当局：契約課の方でも、今あるのと同じようになるような、あえて縛りをかけるようなことはできるだけ排除しています。担当課の方はともすれば、今これが入っていて問題がないから同じようにしたいんだ、という思いが出がちなところもあります。ただ契約課としては出来るだけそういうのを排除して、必要な機能があるものがあれば、今使われていないメーカーでも同じものがあればそれを応札できればいいのではないかという立場で仕様書の精査をしていますので、担当課から言われたのをそのまま良いと思っているわけではありません。

委員：このピアノの調達に関しては2つの問題があると思う。1つ目はこの銘柄でいいのかということと、2つ目は買い方の問題で、都市の格というものがあるので、いろいろな意見があると思う。今回のような芸術品のようなものを買う時に、どういうふうにするかというところを他の市に聞いて回られたのでしょうか。

市当局：今回は、契約方法としては聞いておりません。物を買う段階で、担当課の方はいろんなところのホールでどういうものを入れているかは調べていたのですが、これを買うからこういう契約をしようと思うのですが、そちらの都市ではどうされていますか、ということは実際確認しておりませんでした。

委員：都市の格を上げるために買ったものが、買い方のところで問題とならないよう、他都市の事例を徹底的リサーチすべきだと思います。

3 (2)抽出事案「旭東浄水場ほか集中監視制御設備機能改良工事」

委員 : 今回、機能増設ということで、もともと予定していたものではないという意味かなと思いますので、この設備を購入したり、保守したりという、もともとあった契約と一緒にやるような話のものではなくて、追加で出てきたところになるので、まとめ方としてはこれ以外やりようがないという話なのでしょうか。

市当局: そうです。

委員 : この業者以外には存在しませんということですが、他にはもうどこにもないのですか。

市当局: この業者の方で制作、設置をしているもので、保守の契約も担当課の方でしていますので、他の業者さんが入ってそれを直してもらおうとかということにはなりにくいと思います。

4 その他

委員 : 案件抽出にあたり、岡山市新庁舎整備事業庁舎建築に伴う衛生設備工事について、契約額が高く、1者入札である。あるいは前回とりあげました新庁舎の工事、電気とかと入札のタイミングが違うのは何か理由があるのかというご意見がございましたので、簡単にご説明をお願いできたらと思います。

市当局: なぜ衛生設備工事が契約のタイミングが違ってしまったのかという点ですが、当初、令和4年度に他の3件同様のタイミングで相手方が決定できるようなスケジュールのもと案件の公告をしました。ただ、他の3件につきましては、WTO案件ということで非常に契約金額が高額な22億8千万円を超える契約金額の案件でした。この衛生設備工事につきましては、13億9千万円余ということでWTO案件にはなっておりませんでしたので、そもそも若干スケジュールが異なる案件でした。また、衛生設備工事につきましては1回目入札では応札者がなく、再度入札に付したという経過がございました。それが原因となりまして、1件だけ他の案件と3、4か月異なったタイミングの落札決定という流れになっておりました。

あと、契約額が高い、落札率が高いということですが、他の3件も非常に高額な案件であります。WTO案件ということで、それに付随する工事ということでこの案件も高額になっております。

(終了)